第

2506

 $\frac{RE \stackrel{\longleftarrow}{ADAS}}{U-\mathring{y}_{r}^{z} \times 2\cancel{5}\cancel{5}}$ 

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2004年)$  平成 $_{16}$ 年 3月 25日  $_{$ 末曜日

発行所

뭉

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 離婚により養育費を受け取った場合

A:一括して受け取った養育費は原則として贈与税が課税されますが、金銭信託契約を締結して、毎月一定額の均等割給付を受けるなどの方法を取った場合は、贈与税が課税されないとされています。

## 【解説】

財産を贈与した場合、通常は贈与を受けた 者に対して贈与税が課されますが、扶養義務 者相互間において生活費又は教育費に充てる ためにする贈与で通常必要と認められる範囲 内のものは非課税とされています。

この場合、どこまでが扶養義務履行の範囲となるか難しいところですが、相続税法においては、その者が通常の日常生活を営むのに必要な費用で諸事情を勘案しても社会通念上適当と認められる範囲内のものを、必要な都度直接これらの費用に充てるために支給されたものであれば課税されないとされています。

一方、養育費の支払は通常長期間にわたり 毎月確実に履行されることが難しいことから、 一括して支払を受けることも多くあります。 この場合は上記の要件を満たしませんから、 原則として贈与税が課税されることとなりま すが、一括して受け取った養育費について金 銭信託契約を締結し、毎月一定額の均等割給 付を受けるなど、一定の要件を満たせば贈与 税が課税されないとされています。







